



建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた制度の概要

内閣官房に設置された「建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議」において「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」(2025年4月)が策定・公表され、2028年度を目途に建築物のLCCO₂評価の実施を促す制度の開始を目指すこととされたことを踏まえ、早急に講すべき施策及びロードマップについてとりまとめた。

■ 早急に講すべき施策の方向性

1. 各ステークホルダーの責務・役割の明確化

- 建築物LCCO₂評価及び削減に係る建築主、設計者、施工者、建材・設備製造事業者の責務・役割を明確化し、取組事項に係る指針の策定を検討すべき

2. 建築物のライフサイクルカーボン評価に係るルールの策定

- 建築物のLCCO₂の算定ルール及び算定結果の評価基準を策定すべき

3. 建築物ライフサイクルカーボン評価の実施を促す措置

- 比較的CO₂等排出量の大きい大規模建築物^{※1}は、建築士が建築主に対して、設計する建築物においてLCCO₂評価を実施する意義等について説明した上で、建築主の求めに応じてLCCO₂の算定に適確に対応することを義務付けることを検討すべき

※1 例：2,000m²以上の住宅を除く建築物の新築・増改築

- 特にCO₂等排出量の大きい建築物^{※2}については、建築主に対して、国へのLCCO₂評価結果（自主評価）の届出を義務付け、設計時から自主的削減の検討を促す仕組みを検討すべき

※2 例：5,000m²以上のオフィスビルの新築・増改築

- 国の庁舎等におけるLCCO₂評価の先行実施を検討すべき
- LCCO₂評価に取り組む優良事業者の選定・公表の実施を検討すべき

4. 建築物のライフサイクルカーボン評価結果の表示を促す措置

- 建築物のLCCO₂評価結果に係る表示ルールの策定を検討すべき
- LCCO₂評価結果に係る第三者認証・表示制度の創設を検討すべき

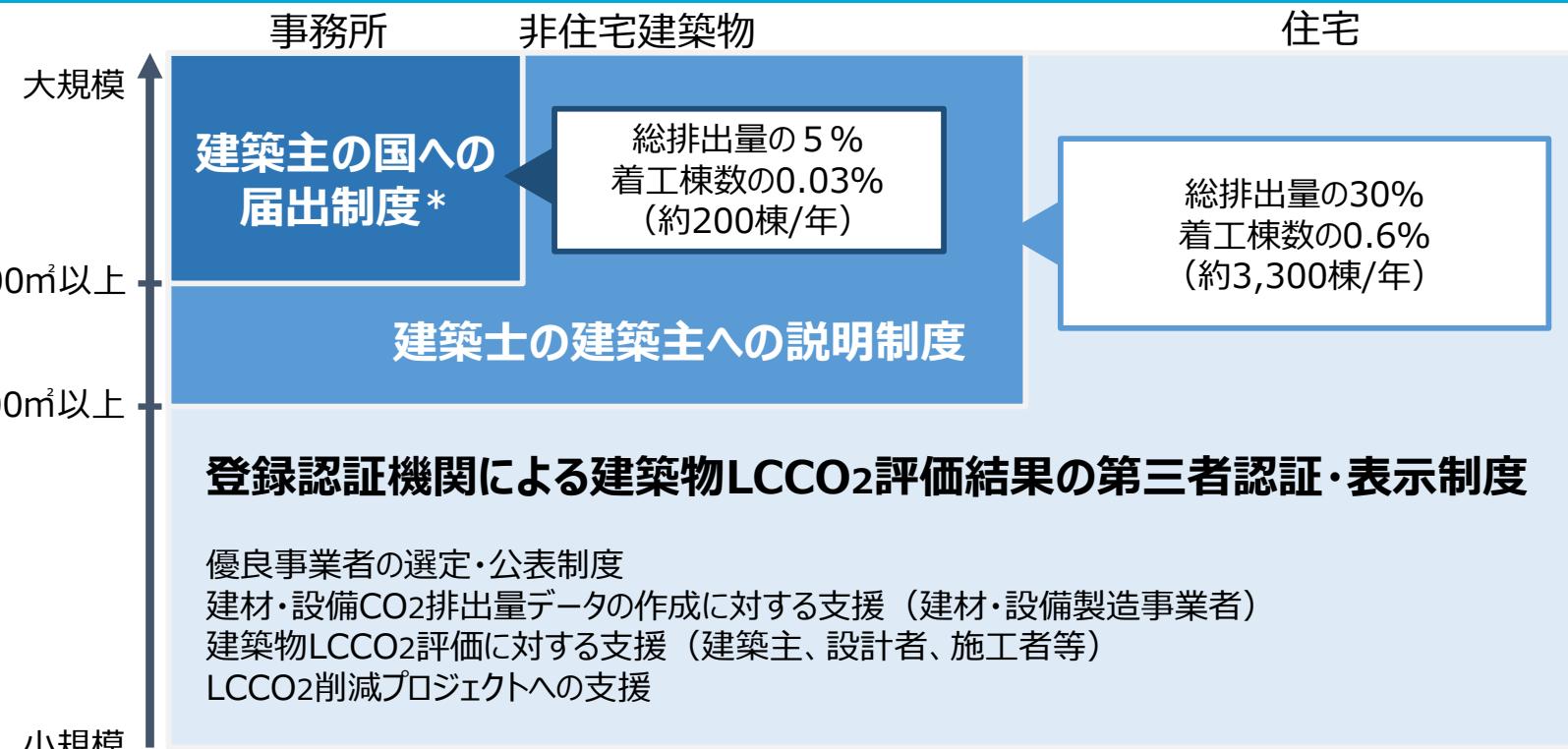
5. 建材・設備のCO₂等排出量原単位の整備

- 建材・設備CO₂等排出量原単位の整備方針の策定及び建材・設備における表示ルールの策定を検討すべき

6. 建築物ライフサイクルカーボン評価を促進するための環境整備

- LCCO₂評価及び建材・設備CO₂等排出量原単位整備に対する支援等を検討すべき
- 産学官が連携して人材育成、体制整備を実施

(参考) 建築物LCCO₂評価制度と削減取組のイメージ



国の統一ルールの作成

建築物LCCO₂算定・評価ルール

建材・設備の製造時CO₂排出量に係る表示方法等

